

総合事業移行に伴う対応について

能登町では、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始いたします。サービスを行う事業所におかれましては、指定状況等に応じて対応が異なりますので確認のうえ、適切に手続きを行ってください。

現行相当サービス

（介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービス）

○みなし指定を受けている事業所

（平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護
又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所）



【指定について】

手続きは不要です。 ※みなし指定の期間は平成30年3月31日までですので、平成30年4月以降も現行相当サービスの実施を希望される場合は、平成29年度中に能登町へ更新申請が必要です。

【報酬請求について】

介護保険の請求と同様、毎月10日までに国保連合会へ請求してください。

- ・サービスコード 介護予防訪問型サービス：A1
介護予防通所型サービス：A5

○みなし指定を受けていない事業所

（平成27年3月31日までに介護予防訪問介護又は
介護予防通所介護の指定を受けていない事業所
・みなし指定を辞退した事業所）



【指定について】

能登町へ指定申請が必要です。

【報酬請求について】

介護保険の請求と同様、毎月10日までに国保連合会へ請求してください。

- ・サービスコード 介護予防訪問型サービス：A2
介護予防通所型サービス：A6

基準緩和型サービス

(介護予防いきいきヘルプサービス、介護予防いきいきデイサービス)

○実施を希望するすべての事業所



【指定について】

能登町へ指定申請が必要です。 ※みなし指定の有無にかかわらず、事業の実施を希望する事業所は指定申請が必要です。

【報酬請求について】

介護保険の請求と同様、毎月10日までに国保連合会へ請求してください。

- ・サービスコード 介護予防いきいきヘルプサービス：A3
介護予防いきいきデイサービス：A7

短期集中予防サービス

(介護予防短期集中型通所サービス)

○実施を希望するすべての事業所



【指定について】

能登町へ指定申請が必要です。 ※みなし指定の有無にかかわらず、事業の実施を希望する事業所は指定申請が必要です。

【報酬請求について】

介護保険の請求と同様、毎月10日までに国保連合会へ請求してください。

- ・サービスコード 介護予防短期集中型通所サービス：A7

補 足

- みなし指定の事業所番号は、現行のものをそのまま使用します。
- 総合事業の要綱、指定・更新の様式、サービスコード等は、能登町のホームページに掲載します。
- 「チェックリスト事業対象者」の有効期間は設定しません。
- 40歳から64歳までの第2号被保険者の方が総合事業を利用する際は、要支援認定が必要になります。
- 契約書等は、予防給付と総合事業を別々に作成しても、一体的に作成しても構いません。

〈記載例〉

- 契約書等に以下の文面を追加する。

（介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合）

第〇条に規定する利用者が介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を利用する場合には、本契約に「介護予防サービス」とあるのは「総合事業サービス」、「介護予防支援」とあるのは「介護予防ケアマネジメント」と読み替えるものとする。

- 契約書等を以下の文面に変更する。

介護予防訪問介護 ⇒ 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業

介護予防通所介護 ⇒ 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業

- 要支援認定期間満了者の更新時における総合事業への移行は下記の例によります。

